

答 申 第 1 1 1 号
(諮 問 第 1 1 2 号)

令和 5 年 (2023 年) 8 月 8 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 嘉 藤 亮

令和 4 年 (2022 年) 2 月 16 日付け鎌総第 3259 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書公開決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

令和2年（2020年）12月14日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「鎌倉都市計画土地区画整理事業（深沢地区土地区画整理事業）は、鎌倉市単独施行であったが、村岡地区と深沢地区 両市一体の土地区画整理事業にすることを起案したのは、神奈川県なのか・藤沢市なのか、鎌倉市なのか、わかる文書」に対して実施機関鎌倉市長が令和2年（2020年）12月24日付けで行った行政文書公開決定処分は妥当ではなく、改めて対象文書を特定し、決定を行うべきである。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、令和2年（2020年）12月14日付けで鎌倉市情報公開条例（平成13年9月28日条例第4号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「鎌倉都市計画土地区画整理事業（深沢地区土地区画整理事業）は、鎌倉市単独施行であったが、村岡地区と深沢地区 両市一体の土地区画整理事業にすることを起案したのは、神奈川県なのか・藤沢市なのか、鎌倉市なのか、わかる文書」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、令和2年（2020年）12月24日付け鎌倉市指令深地第47号で行政文書公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、令和3年（2021年）12月13日付けで審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が令和3年（2021年）12月13日付けで提出した審

査請求書、令和4年（2022年）1月28日付けで提出した反論書及び令和5年（2023年）2月6日付け意見書における主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

本件処分により公開された文書によると、平成29年度村岡・深沢地区まちづくり実現化方策検討調査業務委託契約（以下「平成29年度検討調査」という。）は、村岡・深沢地区の一体整備が目的で行われた調査であり、その成果等について報告が行われている。

平成29年（2017年）4月19日前に神奈川県、藤沢市、鎌倉市、UR都市機構等と要請、協議、打合せ等を行った文書が公開されなければ、起案者は判断できない。

以上のことから、行政文書公開決定処分により公開された文書では、起案者が神奈川県、藤沢市又は鎌倉市なのかが分からず不当である。

3 実施機関の行政文書公開決定理由説明要旨

令和4年（2022年）1月14日付けで提出された弁明書及び令和5年（2023年）2月24日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書公開決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

行政文書公開請求書の「起案」という文言は、起案文書の意味ではなく、深沢地区及び村岡地区の両地区一体施行を最初に発起した自治体がどこであるかが分かる文書であることを請求人から口頭で聴き取った上で、請求趣旨に合致する文書を特定し公開しており、処分は妥当である。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書並びに実施機関からの弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

(1) 本件請求について

本件請求は、「鎌倉都市計画土地区画整理事業（深沢地区土地区画整理事業）は、鎌倉市単独施行であったが、村岡地区と深沢地区両市一体の土地区画整理事業とすることを起案した者がわかる文書」の公開を求めるものである。

実施機関は、本件請求における「起案」とは起案文書の意味ではなく、両市一体施行を最初に発起した自治体がどこであるかが分かる文書であることを請求人から口頭で聴き取った上で、請求趣旨に合致する文書を特定し、本件処分における公開文書を全部公開した。

そこで、以下、実施機関による本件請求対象文書の特定について検討する。

(2) 文書の特定について

実施機関は、審査請求人が公開を求める行政文書について、両市一体施行を最初に発起した自治体がどこであるか分かるものとして、平成 30 年（2018 年）5 月 10 日の会議要旨（以下「本件文書」という。）を特定し、公開したと説明している。

当審査会が本件文書を見分したところ、そこに記録された議事において、平成 29 年度検討調査についての報告が提出されたことを受けて、神奈川県職員の「今後、3 県市で新駅の費用負担割合の調整を行い、事業実施に向けて進めていく必要がある。」という趣旨の発言をしたことの記載がある。当審査会が職権で調査したところによれば、平成 29 年度検討調査は、両市一体施行の方向性を検討するために行われたことが認められた。

本件請求では「一体の土地区画整理事業にすることを起案したのは」という文言が用いられており、その趣旨としては、単独施行案と一体施行案とを比較検討した上で、後者を選択することが妥当であるとの意見を最初に表明したのがいずれの自治体であるかが明らかとなる文書の公開を求めているものと理解することもできる。したがって、実施機関が前記の発言内容に着目して本件文書を特定したことはあながち不合理ではない。

他方、審査請求人は、意見書に添付した文書のうち日付が最も古い平成 29 年 4 月 19 日付の会議要旨にも両地区一体施行に関する記載があることから、その日より前の時期に行われた打合せ等に係る文書が公開されなければならないと主張している。

そこで改めて本件請求文言を検討すると、そこには「鎌倉都市計画土地区画整理事業（深沢地区土地区画整理事業）は、鎌倉市単独施行であった」との前置きがあり、また「起案」という文言も、字義としては「案を起こす」ということにほかならないのであるか

ら、本件請求は、当初は単独施行による事業が計画されていた中で、一体施行による事業の可能性を模索する旨の提案を最初に行ったのがいずれの自治体であったのかが明らかとなる文書の公開を求めているものと理解することもできる。

実施機関は、本件処分に先立ち、審査請求人から聴き取りを行い、本件請求における「起案」という文言を「最初に発起した」という意味に読み替えることによって、本件請求の内容を明確にしようと努めていたことがうかがわれる。しかしながら、上記に検討したところによれば、本件請求の文言は、もともと複数の相異なる意味に理解することができるのであって、実施機関による読み替えを経てもなお解釈の余地が残されていたと見るべきである。

よって、実施機関は、改めて対象文書を特定し、決定を行うべきである。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
R 2 / 1 2 / 1 4	行政文書公開請求書が提出される
1 2 / 2 4	行政文書公開決定通知書
3 / 1 2 / 1 3	審査請求書が提出される（処分庁：深沢地域整備課 審査庁：総務課）
4 / 1 / 1 4	処分庁が審査庁に弁明書を提出
1 / 2 8	審査請求人が審査庁に反論書を提出
2 / 1 6	審査会に諮問
5 / 2 / 2 4	第 143 回審査会で審議 （実施機関からの口頭による決定理由説明）
5 / 8	第 145 回審査会で審議
6 / 5	第 146 回審査会で審議
7 / 3	第 147 回審査会で審議
8 / 8	答申（第 111 号）